

所 属 長 印			
	同 志 社 大 学		
<p>2008 年度 個人研究費研究経過・成果報告書</p> <p style="text-align: right;">2009 年 5 月 22 日提出</p>			
所 属	職 名	氏 名	印
法学部	教授	尾形 健	
研 究 題 目	行政国家の展開と憲法構造		
研 究 成 果 の 概 要	<p>2008（平成 20）年度は、福祉国家ないし行政国家現象をめぐる法的統制のあり方について検討した。具体的な成果として、次のものがある。</p> <p>1 『自律』をめぐる法理論の諸相 菊池馨実編著『自立支援と社会保障』（2008 年 5 月、日本加除出版）43-69 頁</p> <p>本論文では、近時、社会保障法制等で言及されることの多い「自立」ないし「自律」について、その法学的意義を探る見地から、憲法学の議論を中心に概観し、個人が主体的存在として行動しうることを確保する意味で「自立」が用いられるべきことなどを明らかにした。</p> <p>2 「憲法と『福祉国家』の形成- 合衆国憲法における展開の一側面」千葉大学法学論集（千葉大学法学会、2008 年 9 月）23 卷 1 号 57-101 頁</p> <p>本論文では、アメリカにおける福祉国家の展開と発展を、画集国最高裁判所の代表的判例から概観し、もって憲法構造の理解と、福祉国家の展開がいかなる点で相互に関連し、相克するかについて、その理論的側面もふまえつつ明らかにした。</p> <p>3 「政府給付（government benefits）と司法権—『行政国家』における司法審査の一側面」佐藤幸治先生古稀記念論集『国民主権と法の支配〔下巻〕』（2008 年 9 月、成文堂）所収 391-418 頁</p> <p>本論文では、政府による給付をめぐる司法審査のあり方について、給付の根拠法令の改廃や訴えの利益等の論理で司法審査の途が閉ざされることがあり得ることを疑問視し、アメリカの行政法判例や学説などを参照しながら、司法審査がなされるべきことを理論的に基礎づけようとし、その見地から、わが国の裁判冷凍にも一定の示唆を与えうることを明らかにした。</p>		